

Die ostjüdischen Flüchtlinge während des Ersten Weltkrieges in Österreich

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18317

第1次世界大戦期オーストリアの戦争難民問題

— 東欧ユダヤ人難民をめぐって —

野 村 真 理

(中 沢)

目次

はじめに

I ロシア軍によるガリツィア占領と難民の発生

II 東欧ユダヤ人難民問題

1 国家の難民対策

(以上、本号)

2 ウィーンの東欧ユダヤ人難民

3 ユダヤ人による難民救援活動

III 戦後反ユダヤ主義への火種

はじめに

1914年7月28日オーストリア＝ハンガリーはセルビアにたいし宣戦布告、戦争はただちにオーストリア＝ハンガリー・ドイツ対イギリス・フランス・ロシアのヨーロッパ全面戦争に拡大した。ロシア軍は弱体なオーストリア軍を相手とせず、何なく東部国境線を突破、9月中にはガリツィア、ブコヴィナを占領する。まだ開戦時の愛国的熱狂の余韻が残る中、ウィーン市民の前に姿を現したのは、東部戦線から送り返される無惨な姿の負傷兵と難民⁽¹⁾の群であった。

ウィーン警察本部作成の「戦時日誌」の中で、難民の到着に関し最初のまとまった報告が行なわれるのは1914年9月14日である。「ガリツィアからの難

民流入は急増している。9月5日から11日までのあいだ、当地のホテルに滞在する2,400人の者と個人の家に滞在する4,500人以上の者が警察に届け出を行なった。」以後の「戦時日誌」で連日ウィーンの北駅その他に到着したガリツィア難民の人数を追うと、9月14日、15日の両日で7,524人、9月16日4,000人、17日6,200人、18日4,600人と続き、9月20日の報告によれば、9月初めから9月19日までのあいだにウィーンに到着した難民は34,800人にのぼった⁽²⁾。だがここで警察が把握していたのは、国家の指示により、ウィーンからドイツ・オーストリア各地の難民収容所や収容指定地へと転送される難民たちの人数でしかない。実際にはこれらの数字を上回る人数の難民がぞくぞくとウィーンに流入しており、事態は混乱をきわめていた。

1914年9月18日付けの『労働者新聞』は報じる。「ウィーンには現在、東ガリツィアおよびブコヴィナから来た約7万人の難民が滞在している。最初の難民が到着したのはすでに2、3週間前のことであるが、この数日というものの難民の流入は大規模な人口移動の様相を呈している⁽³⁾。」この7万人という数字は誇張とはいえない。というのも1914年11月初めのウィーンには、国家による難民援助の対象者にかぎっても約6万人の難民がいた。その数は12月末には約10万人へと増加、これに国家の援助を受けていない者も含めれば、ウィーンの難民数が最高に達したこの時期、推定25万人以上の難民が滞在していたとされるからである⁽⁴⁾。ウィーン市民にとって連日数千人にもおよぶ難民の到着も衝撃的であったが、先の『労働者新聞』が報じるように難民の80%がユダヤ人と聞けば、ユダヤ人嫌いの彼らの目はさらに険しくなったにちがいない。

この9月の事件を皮切りに、戦争が終了する1918年までのあいだ、オーストリアは戦争難民という形で、かつてない規模でのユダヤ人の移動を体験する。当時ガリツィア、ブコヴィナに住むユダヤ人は90万人以上、オーストリアのユダヤ人口の4分の3が集中していたが、彼らの中から大量の戦争難民が発生した。そして彼らが集団的に向かったのがウィーンなのである。帝国の辺境ガリツィア、ブコヴィナに住むユダヤ人は、食事や服装その他、ユダヤ教のしきたりに忠実な生活習慣においても、イディッシュ語を日常語とする点でも、なおユダヤ人の伝統的民族性を保持するユダヤ的ユダヤ人であっ

た。それゆえ彼らのウィーンへの流入は、ユダヤ人の民族移動の観さえあった。ウィーンの市民は、彼らいわゆる「東欧ユダヤ人」を違和感をもって迎える。違和感が嫌悪感に変わるのは時間の問題でしかなかった。

第1次世界大戦は、すでに箍の弛んでいた老ハプスブルク帝国にとって命取りになった。帝国の崩壊後、このウィーンに入った東欧ユダヤ人難民の問題は、解消するどころか深刻さを増す。戦後の後継諸国家の独立により、ガリツィアはポーランドに、ブコヴィナはルーマニアに属することになり、当地からの難民のうち、少なくともポーランド人には帰るべき自分の国ができる。しかしユダヤ人にとっては、民族国家となったポーランドやルーマニアが自分の国であるのかどうか、決して自明の事柄ではなかった。これまでのガリツィアやブコヴィナで、ポーランド人、ルテニア人⁽⁵⁾、ユダヤ人たちの共生が成り立っていたのも、多民族国家ハプスブルク帝国の覆いのもと、帝国臣民という共通項があったからである。新生ポーランドでは、ユダヤ人はポーランド人の国の非ポーランド人でしかない。ガリツィア出身であってもドイツ系を自認するユダヤ人難民は、ポーランドとなった故郷へ帰ることを望まず、ドイツ・オーストリア国民となることを希望する。だが敗戦国オーストリアにとって、余分な人口に食べさせる余裕などなかった。反ユダヤ主義政党は、とりわけウィーンに残留する東欧ユダヤ人難民を攻撃することにより、空腹をかかえた市民のあいだで支持をひろげる。反ユダヤ主義は、戦間期ウィーンの精神的風景となる。

第1次世界大戦期オーストリアの戦争難民問題は、これまでその規模の大きさが指摘されるにとどまり、オーストリア本国でさえ本格的に研究されることはなかった。その理由の一つは、難民の発生が混乱した状況の中で起こり、しかも彼らに関する多くの資料がその後の第2次世界大戦のあいだに散逸してしまったため、この問題についての実証的な研究が困難なことにある。しかしより大きな理由は、当のオーストリア本国でのこの問題にたいする関心の低さにあるように思われる。すなわち第1次世界大戦中の難民問題は、戦後に難民がそれぞれの国に帰還したことで終わったかのように、それ以上の関心が向けられることが少ない。しかし戦争難民のうちでもとりわけ東欧ユダヤ人難民の問題は、戦間期オーストリアの反ユダヤ主義のいわば火種で

あった⁽⁶⁾。そして戦間期を通じて煽り立てられた反ユダヤ主義があればこそ、ユダヤ人迫害は、オーストリア国民が1938年ナチス・ドイツとの合邦を歓呼の声で迎えた後、全国民的行動となりえたのである。このことを考える時、オーストリアにおいてユダヤ人迫害の告発的研究が1938年以降の出来事に集中し、その前史を問わないのはむしろ奇異である⁽⁷⁾。さらに遡っていえば、浮浪青年のヒトラーが第1次世界大戦以前のウィーンで身につけたほとんど唯一のものこそ「反ユダヤの世界観」ではなかったか。

これらのことを念頭におきつつ、本稿では、戦間期に正体を現す反ユダヤ主義の火種として、ウィーンを中心に第1次世界大戦期オーストリアの東欧ユダヤ人難民をめぐる問題を扱う。

- (1) 第1次世界大戦中のオーストリアでは、戦場や敵の占領地からの避難民や、政府により強制疎界させられた人々を総称して、「難民」または「戦争難民」という用語が使用された。「戦争難民」によりやく法律上の定義が与えられたのは、1917年12月31日の「戦争難民の保護に関する法律〔以下「難民保護法」と略記する〕」による。すなわち「戦争難民」とは「政府の命により、もしくは戦争の直接的危険の脅威により、自発的にその居住地を離れた者、あるいはその居住地に帰還することができない者」である。*Reichsgesetzblatt* (以下 RGBI と略記する), Jg. 1918, Nr. 15: Gesetz vom 31. Dezember 1917, betreffend den Schutz der Kriegsflüchtlinge, § 1.
- (2) Bundespolizeidirektion Wien, Archiv (以下 Polizeiarchiv と略記する), Stimmungsberichte 1914, Kriegstagesereignisse.
- (3) *Arbeiter = Zeitung*, Jg. 26, Nr. 259, 18. Sept. 1914, S. 7.
- (4) 「戦時日誌」を1914年12月末まで追うと、9月19日以後ウィーンに到着する難民数は急増し、10月2日までの2週間のあいだでその数53,320人と報告されている。しかしその後は、11月9日から11月17日のあいだに計13,800人の到着が記録されたのを例外として、もはや大規模な難民の到着はなく、最も少ない日で66人、最も多い日で642人にとどまる。「戦時日誌」によれば、9月14日以来到着数を記録された難民のほとんどは、ウィーンからただちにグラーツ、リンツ、その他ひろくドイツ・オーストリア内の市町村へと分散的に移動させられている。彼らは、自力で生活できる資金をもつ者など一部の者を除き、ウィーンに滞在することを許されていない(第II章第1節参照)。それゆえ詳しくは第II章第2節で述べるように、1914年12月末のウィーンに国家による援助の対象者にかぎっても約10万人の難民がいたことから推定して、1914年9月初めから12月末までのあいだ、警察の手に負えないまま数万人の難民がウィーンに入り、彼らの受け入れをめぐる混乱が生じていたのは確かであろう。しかし1914年12月10日をもって、ウィーンは難民にたいし封鎖される。

- (5) ハプスブルク帝国領下のウクライナ人には、ルテニア人という呼称が用いられた。ウクライナ人という呼称が一般化するのには、第1次世界大戦後のことである。
- (6) 戦後オーストリアにおける東欧ユダヤ人難民問題および反ユダヤ主義の問題については、稿を改めて論じる。
- (7) ここにもまた、オーストリアをナチス・ドイツの最初の犠牲者とする戦後オーストリアの「国民的神話」が働いているのではないだろうか。ヴァルトハイム問題をめぐる一連の議論の中で顕在化したように、オーストリアは、第2次世界大戦中のユダヤ人迫害に関し、ナチスとの共同責任に目をつぶってきた。この問題については、増谷英樹『歴史のなかのウィーン』日本エディタースクール出版部1993年、3-54ページ参照。

I ロシア軍によるガリツィア占領と難民の発生

第1次世界大戦が始まってから2、3週間のあいだ、ガリツィア、ブコヴィナのユダヤ人町は「いわば躁鬱病にかかったようであった。明るき期待は次の瞬間には、ロシアの侵入、ポグロム[民衆によるユダヤ人襲撃]、飢餓、疫病発生への不安に変わった⁽¹⁾。」ユダヤ人たちは、この戦争をポグロムの国ロシアにたいする聖戦として熱狂的に支持する一方、ロシアへの恐怖を隠しきれなかった。老人たちはまだ、1881年ロシアのポグロム難民のいたましい姿を記憶していた⁽²⁾。1903年、1905年ロシアのポグロムのことなら、若者たちもよく知っていた⁽³⁾。ユダヤ人たちは恐怖心を鎮めようとして言いあう。「オーストリアは世界最高の砲兵隊をもっているんだ。国境は堅固に固められている。敵が要塞に突撃をかけたって無駄さ。成果のない攻撃で甚大な損害を被るだけにちがいない⁽⁴⁾。」

しかしロシア軍はその要塞を難なく突破した。8月26日から30日まで続いた攻防戦の後、9月3日ロシア軍は東ガリツィアの首都レムベルク⁽⁵⁾を占領、9月中に東ガリツィア全域をほぼ占領する。そこからさらに西ガリツィアへと進軍し、11月29日には、西ガリツィアの首都クラカウの近郊20キロにまで迫ったのである。ユダヤ人の不安は的中した。「戦争は、ガリツィアおよびブコヴィナのユダヤ人に空前絶後の惨状をもたらした⁽⁶⁾。」ガリツィアに入ったロシア軍はユダヤ人をオーストリアへの協力者として敵視し、暴行のかぎりをつくし、ユダヤ人の町は焼き払われて廃虚と化す。戦時中に発行されたユ

ダヤ人向けの報道雑誌『ユダヤ・アルヒーフ』は、次のように述べる。「ロシア人はユダヤ人を根絶やしにするつもりでこの地にやって来たのだ。」ユダヤ人にたいする差別的な扱いは徹底していた。ガリツィア占領後、ロシア軍は戦鬪で破壊された町や村で食料品の配給を行なわねばならなかったが、ユダヤ人はこの配給から締め出された。他の住民にたいしては、ユダヤ人に何かを与えることは厳罰をもって禁じられた⁽⁷⁾。

実際のこの戦鬪がユダヤ人の中から最も多くの難民を発生させ、戦後もまた、この地域のユダヤ人に最も苛酷な結果をもたらしたことは否定できない。1900年当時でこの地域には、ガリツィアに811,371人、ブコヴィナに96,150人、計90万人以上のユダヤ人が生活していた。これはガリツィアの総人口の約11%、ブコヴィナの総人口の約13%であるが、ユダヤ人口は都市に集中しており、ガリツィアの人口1万人以上の都市の総人口に占めるユダヤ人の割合は40%を越える。ブローディなどではユダヤ人口の割合が72%に達し、ほとんどユダヤ人の町といってよい。東西ガリツィアの首都についてみると、レムベルクではユダヤ人口44,258人で市の人口の約28%、クラカウでは25,670人で同じく約28%、ブコヴィナの首都チェルノヴィツでは21,587人で32%を占めていた⁽⁸⁾。ロシア軍が占領したのはこの都市である。「逃げ出したのはほとんど例外なく都市の住人たちであった。というのももっぱら危険にさらされたのは都市だったからである。農村地帯の住人たちはロシア人の脅威にさらされず、また——少数の例外を除けば——ひどいことも起こらなかった。ユダヤ人の多くはガリツィア、ブコヴィナの都市部に住んでいる。それゆえ難民の最も多くがユダヤ人であるのも当然であろう⁽⁹⁾。」

加えてロシアは、占領した都市でユダヤ人をとりわけ苛酷に扱った。もともとロシア本国でとられていた反ユダヤ的諸政策もさることながら、ロシア側の意図は、占領地で同じスラヴ系のポーランド人やルテニア人から同胞としての協力を取りつけることにあった。そこでロシアは、ドイツ・オーストリア人の統治にたいするポーランド人やルテニア人の民族的反感を利用し、彼らの目を、ロシアとは別のユダヤ人という敵に向けさせたのである。というのもハプスブルク帝国の各地にまたがって住むユダヤ人は、オーストリア・ドイツ人を別にすれば、帝国の多民族国家の理念に自分たちの保護を求め、

また共感をよせた唯一の人々であったからである⁽¹⁰⁾。ガリツィア、ブコヴィナにおいてもとくにユダヤ知識人は、当地のオーストリア化をはかる中央政府の施策に最もよく順応し、ドイツ文化の担い手として知られていた⁽¹¹⁾。このようなユダヤ人にたいし、ユダヤ人はオーストリアのスパイだ、との宣伝がロシアによってさかんに行なわれることになった。ユダヤ人は、ロシアへ協力しようとする現地人をオーストリアのナイフに引き渡す。ロシア人と現地人との友好関係を妨げているのはユダヤ人だ、とされたのである⁽¹²⁾。

この戦闘は、ハプスブルク帝国下のガリツィアで保たれていたポーランド人、ルテニア人、ユダヤ人の共同生活圏を破壊しつつし、不和の種のみを育て上げた。かつての彼らの共生関係は、二度と修復されることはなかった。第1次世界大戦の直後からガリツィアでは、国境の確定をめくりポーランドとウクライナのあいだで激しい戦闘が起こるが、両者のはざまに立たされたユダヤ人は、自らの運命を戦闘の成り行きに任せるしかなく、そのような弱者として、ポーランド人、ウクライナ人の双方から暴行、略奪の対象とされたのである。

ガリツィアのユダヤ人の中で自分たちの運命を予見し、まっ先に逃げ出したのは金持ちたちである。「財産も教養もある階層に属する人々は、よく情報をつかんでおり、移動するのに十分な手段を持っていたので、ほとんどの者が時機を逸せず脱出することができた⁽¹³⁾。」

東ガリツィアのトレムボーラに住むユダヤ人少女ミナ・シフマン⁽¹⁴⁾の一家の場合、父親は東ガリツィアにあったオーストリアの大石炭企業の一つで取締役を勤め、毎朝ウィーンの知識人が愛読する『新自由新聞』を読むのが日課であった。彼にとってウィーンは、何度も滞在したことのあるなじみの街である。彼のウィーン行きの決断は早かった。7月28日に戦争が始まると、すぐに馬車でガリツィアを脱出する。すでにガリツィアでは、列車はすべて軍用に回されていた。一家は「コサックが来るぞ！森にいる！」という叫び声に脅えながら、難民の群に混じってハンガリー国境までたどりつき、そこからようやく列車に乗り換え、ブダペスト経由でウィーンへ向かった。東ガリツィアからカルパチア山脈を越えるのに要した日数は1カ月、一家がウィーンに到着したのは1914年の9月初めである。この時期ウィーン市民の感情は、

難民にたいしまだそれほど険悪になってはいなかった。難民はまだ「戦争の犠牲者」であった。一家は、ウィーンに到着した日の夜はホテルで南京虫に悩まされたものの、翌日にはもう市内に小さな家具付きの住いを借りることができた⁽¹⁵⁾。時期を逸せずにはガリツィアを脱出し、しかも十分な持ち合わせのあったこの一家は、難民のうちでも最も恵まれていた。

多くの人々は戦況がどのようになっているのかもわからず、ロシアが攻めこんだ後に脱出を開始する。クラカウのように軍事封鎖される可能性のある都市や、戦略上の拠点に位置する町や村では、オーストリア側によって住民の強制的疎界が行なわれた。彼らは戦火に包まれた町や村を捨て、着の身着のまま鉄道駅までたどりつき、そこから先は、政府によって回された列車でウィーンや西部オーストリアの諸地方へと移送される。列車といっても彼らに当てがわれたのは、しばしば家畜運搬用の貨車であった。

ガリツィア難民を鮎詰めにした列車は、当時10歳の少年であったノーベル賞作家エリアス・カネッティの脳裏にも焼きつく。彼の自伝『救われた舌』で語られる回想が1915年から1916年の冬の出来事であるとすれば、彼とその友人が見たのが実際にガリツィアから到着した難民列車であったかどうか、確かではない。というもこの時期は、ガリツィアからの難民流出が鎮静化した一時期にあたるからである。政府は難民を民族別に収容するため、収容所間で何回か難民の移動を行っており、少年たちが見たのは、あるいはそのような列車の一つであったのかもしれない。いずれにせよ少年たちは、ウィーンの北駅に近いフランツ橋の上に停車したままの満員列車の様子から、即座にあればガリツィアからのユダヤ人難民だと判断した。おそらくそれは少年たちが知る難民列車の典型的なあり様だったからであり、ウィーンの巷では、難民はユダヤ人ということになっていたからであろう。「それはぞっとするような光景であった。……『家畜みたいに』と私は言った、『ぎゅうぎゅう詰めこまれている。おまけに家畜運搬専用貨車までである。』『人数も家畜みたいに多いね』と[友人の]シープルは言った……彼らは誰も私たちに手を振らず、誰も一言も叫ばなかった。彼らは、自分たちがいかに歓迎されざる客であるか知っており、歓迎の辞など期待してもいなかった⁽¹⁶⁾。」

1914年8月初めロシア軍がガリツィアへの侵攻を開始して以来、1915年6

月22日、ドイツ・オーストリア軍が再びガリツィアの失地を回復するまで約1年のあいだ、この地域でどのくらいの人数の難民が発生したのか、実数は不明である。難民問題を担当した内務省が把握することができたのは、国家によりベーメン、メーレン、その他西オーストリアの各地に設置された難民収容所に収容された難民と、国家による何らかの難民援助の対象となった難民にすぎない。たとえば難民が集中したウィーンについていえば、1914年9月10日に、難民救援活動を組織的に行なうための公的機関として「ガリツィア・ブコヴィナ難民救援本部」[以下「難民救援本部」と略記する]⁽¹⁷⁾が開設された。そこから生活補助金、住宅費補助金等の援助金を支給された者については不完全ながら個人別の調査資料が残されているが⁽¹⁸⁾、援助からはずれた難民の実態はつかむことができないのである。

内務省の資料で確認できるかぎりで難民の数を見てみよう。ガリツィア、ブコヴィナからの難民流出は、1914年末から1915年の冬にかけて最高に達した。まず1914年12月1日付けの内務省の資料⁽¹⁹⁾によれば、ガリツィア、ブコヴィナからの難民は、ベーメンに約67,000人、メーレンに約21,000人、ウィーンを除くニーダーエスターライヒ各地に約12,000人滞在しており、その他ケルンテン、クライン、シュタイアーマルクにいる者を合せて、総計約116,000人である。このうちユダヤ人は少なくとも56,000人以上で、全体の約半分を占める。同時期のウィーンの難民については、警察の報告によれば、「難民救援本部」その他の難民援助組織の援助を受けている者だけで10万人にのぼる⁽²⁰⁾。ウィーン以外にいる難民116,000人と合わせれば、難民の総数は、国家による援助の対象者だけで20万人を越えていた。

次いで1915年3月31日付けの内務省の資料⁽²¹⁾によれば、難民収容所に収容されているか、国家による何らかの援助を受けている難民の総数は、4ヵ月のあいだに10万人以上増加し、約326,000人となる。326,000人の内訳を見ると、ベーメン、メーレンはじめ、12月1日付けの資料と同様、ウィーンを除くニーダーエスターライヒ各地、ケルンテン、クライン、シュタイアーマルクにいる者が約173,000人、残りの153,000人はウィーンに集中していた。ウィーンの難民の民族別構成は不明だが、ウィーンを除いた173,000人のうち、ユダヤ人は約8万人で46%を占め、ポーランド人、ルテニア人がそれに続く⁽²²⁾。

先に述べたように、国家による難民援助からはずれた者も含めた難民の総数は不明であるが、研究者による推定の一例として、ビュニコフスキはポーランド語の資料にもとづき、難民の流出が最高に達したこの時期、難民および政府による強制疎界者の総数は少なくとも64万人としている。これは3月31日の時点で政府がつかんでいる人数の約2倍にあたる。難民の数を80万人とする資料もあるという⁽²³⁾。

内務省は、この1915年3月31日付けの資料で各州政府から収集した難民の人数に関する情報をまとめた直後、4月2日付けで各州政府にたいし、月末ごとに各州に滞在する難民の人数を報告するよう指示する。報告に際しては、国家による生活援助を受けている難民の数と、可能なかぎりそれ以外の自活している難民の人数を明らかにすること、難民収容所に収容されている難民については、別途その人数と民族の区別を明らかにすること、さらにそれらを一覧表にまとめて提出することが要請された⁽²⁴⁾。しかしこの内務省の指示に関連して筆者がオーストリア国立文書館で確認することのできた資料は、これまでのところ別表に示した1915年11月30日付けと1915年12月31日付けの難民の人数に関する統計表⁽²⁵⁾のみであり、それには国家による援助を受けていない難民の数は記載されていない。

別表の1915年11月の欄を見ると、難民の総数は315,034人で3月31日当時と変わらないが、このうち122,715人は、1915年5月のイタリアとの開戦の結果新たに発生したオーストリア南部地方からのイタリア人、クロアチア人、スロヴェニア人難民である。これを差し引いたユダヤ人、ポーランド人、ルテニア人その他の難民数は、192,319人となる。東部戦線は、1915年6月22日ドイツ軍の協力をえたオーストリア軍がレムベルクを奪還して鎮静化し、同年7月、政府は難民のガリツィアへの半強制的帰還措置に踏み切った。その結果が、3月に比べ東部地方からの難民の減少となって表れていると考えられる。

その後ガリツィア、ブコヴィナからの難民についていえば、1916年夏、ロシア軍の再反撃で新たな難民が発生し、政府による難民帰還措置をいわば相殺してしまう。しかしガリツィア・ブコヴィナ難民の総数は、もはや1914年末から1915年冬にかけての最大時を越えることはなかった。1916年冬にはロ

1915年11月および12月現在で国家による援助を受けている戦争難民

		ドイツ人	ポーランド人	ルテニア人	ルーマニア人	ユダヤ人	イタリア人	クロアチア人	スロヴェニア人	その他	総計
ニーダーエスターライヒ	11月	657	1735	26697	6	1045	19423	3352	3393	225	56533
	12月	638	1340	12743	6	937	18023	5425	3886	909	43907
ウィーン	11月		15000	6500		40000	4500				66000
	12月		12000	7000		32000	5000				56000
オーバーエスターライヒ	11月	665	374	60	14	40	10485				11638
	12月	524	322	44	3	34	6854		11		7802
ザルツブルク	11月	164	208	14			1336		36		1758
	12月	103	217	12			2366		30		2728
シュタイアーマルク	11月	1171	966	231	6	359	24656		4745	2	32136
	12月	1805	863	215	6	278	24646		4843	2	32658
ケルンテン	11月	1210	34	2657	9		75		873		4858
	12月	1194	51	4931			102		987	9	7274
ベーメン	11月	1159	15753	588		43342	18914		1300	4819	85875
	12月	966	17405	818		36665	19688		1355	5285	82182
メーレン	11月	124	6708	902	6	15209	21540	1987	6100	3	52579
	12月	132	5906	3863	1	15163	21661	3476	4710	3	54915
シュレージエン	11月		2838	101		629				89	3657
	12月		3161	107		626				99	3993
計	11月	5150	43616	37750	41	100624	100929	5339	16447	5138	315034
	12月	5362	41275	29733	16	85703	98340	8901	15822	6307	291459

第1次世界大戦期オーストリアの戦争難民問題 (野村(中沢))

AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 3682.

(注) ドイツ人難民の多くは、ガリツィア、ブコヴィナ地方で勤務していた公務員、鉄道員その他である。

シアとの戦線は膠着状態にはいり、1917年夏、再びオーストリア側がガリツィア、ブコヴィナのほぼ全域を解放、同年末にはロシア革命政権との停戦交渉が開始されることになる。

- (1) Manès Sperber, *Die Wasserträger Gottes*, Wien 1974, S. 122. []内は引用者による補足である。以下同様。
- (2) 1881年ロシアの南部、南西部一帯で大規模なボグロムが発生し、多くのユダヤ人が国境を越えてガリツィアへと逃げこんだ。1881年10月のロシア国境の町ブローディには3,000人もの難民が到着し、町全体が難民収容所になったかのようであった。
- (3) Jonas Kreppel, *Juden und Judentum von Heute*, Zürich / Wien / Leipzig 1925, S. 65.
- (4) Sperber, a. a. O., S. 122.
- (5) 現在のリヴォフ。地名はプラハなどを例外として、原則的に第1次世界大戦当時のドイツ語読みにしたがい、必要に応じて現在の現地語名を示す。
- (6) *Jüdisches Archiv*, Nr. 2/3, 1915, S. 1.
- (7) *Jüdisches Archiv*, Nr. 2/3, 1915, S. 2 f.
- (8) *Die Juden in Oesterreich*, hrsg. von Bureau für Statistik der Juden, Berlin 1908, S. 8, 14 und 18.
- (9) *Neue National-Zeitung*, Jg. 16, Nr. 29, 25. Dez. 1914, S. 2.
- (10) これについては、拙稿『「ハプスブルク神話」と世紀末ウィーンのユダヤ人』〔金沢大学経済学部論集〕第12巻第2号（1992年）参照。
- (11) とはいえガリツィアでは19世紀末以来、全体としてユダヤ人のポーランド語文化への同化が進行していた。これにたいしてブコヴィナのユダヤ人は、20世紀に入ってもなおドイツ語文化への志向が強い。第1次世界大戦後ブコヴィナがルーマニア領になると、なかば強制的にルーマニアへの同化が推進された。Vgl. Martin Broszat, *Von der Kulturmation zur Volksgruppe. Die nationale Stellung der Juden in der Bukowina im 19. und 20. Jahrhundert*, in : *Historische Zeitschrift*, Bd. 200, 1965, S. 572-605.
- (12) *Jüdisches Archiv*, Nr. 2/3, 1915, S. 2.
- (13) *Jüdisches Archiv*, Nr. 2/3, 1915, S. 3.
- (14) 結婚後の姓はラクス。1907年生まれ。ナチス・ドイツにオーストリアが合邦された1938年、アメリカへ亡命する。1947年オーストリアに帰り、教職に携わったかわらユネスコで活動した。
- (15) Minna Lachs, *Warum schaust du zurück*, Wien / München / Zürich 1986, S. 22-55.
- (16) Elias Canetti, *Die gerettete Zunge*, Frankfurt a. M. 1985, S. 131. 岩田行一訳『救われた舌』法政大学出版局、1981年、172ページ。ただし訳文は筆者による。

- (17) これは民族、宗教の区別に関係のない組織である。1915年5月イタリアとの開戦で、ハプスブルク帝国南部方面より新たな難民が発生すると、組織名からガリツィア、ブコヴィナを削除し「戦争難民救援本部」と改称された。
- (18) Archiv der Republik, Inneres / Justiz (以下 AdR, I / J と略記する) Sig. 16. 1, Kriegsflüchtlingsfürsorge, Gesammelte Recherchen-Bericht 1915-1919.
- (19) Allgemeine Verwaltungsarchiv, Ministerium des Innern (以下 AVA, MdI と略記する), Allgemein, Sig. 19, Zl. 45281/1914.
- (20) Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914, Rabinovicz, 28. Dez. 1914.
- (21) AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 13591 /1915, また Polizeiarchiv, Flüchtlinge, Fremdbehandlung 1914-1915, Pr. Z. 10705/ K.
- (22) この資料から、ベーマンについては国家の援助を受けていない難民の数も知ることができる。すなわちベーマンに滞在する難民総数120,703人のうち、自活している者は24,579人で、全体の約20%にあたる。
- (23) Wieslaw Bienkowski, Polen in Wien während des Ersten Weltkrieges, in : Walter Leitsch und Stanisław Trawkowski(Hg.), *Polen im alten Österreich*, Wien / Köln / Weimar 1993, S. 14.
- (24) AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 13591/1915.
- (25) AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 3682.

II 東欧ユダヤ人難民問題

1 国家の難民対策

オーストリアが開戦に踏み切った時、それが自国の負け戦で始まろうとは、誰も考えてもみないことであった。ガリツィア、ブコヴィナでの大量の難民の発生は、軍にとっても政府にとっても、まったく計算外であったといつてよい。

ひとたび戦争が始まれば、軍事的に封鎖される地域で住民の強制疎開が必要となることは早くから予測されていた。1908年10月6日のオーストリアによるボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合以来、国際関係の緊張にかんがみ、すでに1910年国防省と帝国陸軍省は、住民の強制疎開に関する有事立法の検討を開始している。さらに帝国陸軍省が強制疎開の執行について具体的な指示草案を作成するのは、翌1911年のことである。しかし当局が予測していたような、一定の地域で当局の指揮下で行なわれる強制疎開と、ガリツィア、ブ

コヴィナからの難民の流出とは、およそ時限の異なる出来事であった。開戦後まもない1914年8月11日、強制疎開させられた民間人の保護に関し勅令が發布され⁽¹⁾、強制疎開の結果生活手段を失った者には当局により適当な仕事の斡旋が行なわれるとされたが、その8月中のロシア軍のガリツィアへの侵攻、強制疎開者ばかりか大量の難民の発生で、この勅令は、発布と同時に反故同然となる。この勅令では、難民が鉄道駅や収容所にあふれる状況など想定されていなかったからである。政府は仕事の斡旋どころではなく、難民の後方地域への輸送とケアに関し、早急な対応を迫られた。その結果が、1914年9月15日付けの「ガリツィアおよびブコヴィナからの難民の輸送と収容に関する通達⁽²⁾」であった。

政府が何よりも懸念したのは、難民が無秩序に移動し、避難先で食料や物資の欠乏、伝染病、民族的摩擦その他の社会的混乱を引き起こすことである。すでに難民の集中がみられたウィーンやプラハなど大都市への移動は、とくに厳しく制限されなければならなかった。そこで難民の輸送と収容に関する政府の基本方針は、故郷から逃げ出した難民をひとまず鉄道の主要分岐点でまとめ、その後は集団の輸送体制をとること、さしあたり何の生活手段ももたない難民については、政府が生活を保障する代わりに移動の自由を厳しく制限することとなる。難民はまず「難民調査所」の設置されたプレーラウ、ウンガーリシュ・ラディシュ、ゲンゼルンドルフ、ブルック・アン・デア・ライタ、マルヒェクへと集団で輸送され、そこで民族的帰属、宗教、健康状態、とりわけ現時点での経済的状態が調査された。そして十分な現金を持ち、国家による援助なしで数週間生活できると判断された者にのみ、この先自由に滞在地を選択することが許される。それ以外の者は、国家によって民族別に設置された収容所か、国家の指定する町ないし村へと送られることになる。難民の取り扱いについては、その者の経済的状態とともに、社会的地位もまた配慮の対象となった。すなわち社会的地位の高い者には、たとえ現時点でまったく生活手段を持たなくとも難民収容所への収容は避けられ、国家の指定する町ないし村で個人的にケアが受けられるよう配慮がなされた。政府は難民の取り扱いにあたり、社会的地位の高い者からの批判が及ぼす社会的影響力を恐れたものと思われる。これにたいして劣悪な待遇に甘んじなければ

ならなかったのは、何の経済的な備えも社会的地位もない難民たちであった。彼らは、急場凌ぎで造られた難民収容所で必要最小限度のケアを受けるか、国家の指定する町ないし村で、2週間おきに1人1日当たり70ヘラーの難民援助金を支給されることになる⁽³⁾。これで難民は、すべての生活費と家賃をも賄わなければならないのである。

難民の収容は、ほぼ民族別に行なわれた。難民のうち最も多数を占めたユダヤ人の主な収容先は、メーレンのニコルスブルク、ポールリツ、ガヤの3ヵ所であり、その他メーレンのウンガーリシュ・ラディシュ、トレービチュ、ベーメンのドイチュプロート、ニーダーエスターライヒのブルックにも収容された。次いで人数の多いポーランド人はベーメンのホチェンに、ルテニア人はニーダーエスターライヒのグミュントが主な収容先であった⁽⁴⁾。

ニコルスブルク、ポールリツ、ガヤの3ヵ所について、第1章でみた内務省の資料にもとづきユダヤ人難民の数を追うと、1914年12月1日付けの資料では、ニコルスブルクに7,650人、ポールリツに6,675人、ガヤに6,762人のユダヤ人難民がおり、計21,087人である。これらは、難民収容所に収容されている難民と収容所の周辺に居住する難民とを合わせた人数であると思われる。1915年3月31日付けの資料では、両者の人数は区別して示されており、ニコルスブルクでは収容所内に3,684人、その周辺に1,957人、ポールリツでは収容所内に2,247人、その周辺に2,854人、ガヤでは収容所内に1,386人、その周辺に3,640人のユダヤ人難民がいた。収容所内にいる難民の総数は7,317人、収容所外の難民も合わせると、総数15,768人である。1915年11月30日付けの資料では、収容所内の難民の数は、ニコルスブルク3,324人、ポールリツ903人、ガヤ2,128人で、3ヵ所の合計は6,355人であり、1915年12月31日付けの資料では、ニコルスブルク3,631人、ポールリツ1,710人、ガヤ1,433人、計6,774人である⁽⁵⁾。

難民によって監獄のように嫌われた難民収容所のあり様は、どのようなものであったのか。ニコルスブルク、ポールリツ、ガヤの収容所は、収容所のうちでも最も早い時期に設置されたものであり、収容所の運営については暗中模索、初期の混乱は避けられなかった。1914年10月ウィーンの「シオニスト中央委員会」は、いち早くガヤとニコルスブルクの収容所に視察団を派遣

する。

ガヤで収容所に転用された建物は、ビール工場の倉庫や地下脱穀場、菓子工場などであったが、そこで視察者たちを立ちすくませたのは、収容所の目を覆うばかりの不潔さであった。ビール用の倉庫では4.5平米のところにも16人が収容されており、地下脱穀場では、光も空気も通らぬ2間の湿った藁の上で72人も人間が寝ていた。狭いところに男女の別なく大勢の人間が詰めこまれている状況は、その他の建物も似たりよったりで、寝藁にはシラミがわき、便所も満足にはなかった。

ニコルスブルクの状況はガヤよりもさらに悪く、にわか造りのバラックには窓がなく、屋根には破れたホロがかけられているだけで、雨、風を防ぐこともできない。食事に使われる大麦粉には虫がわいており、配られるパンの量もわずかでしかなく、小さな肉片やソーセージがつくのは週に1回であった。政府は難民に1人当たり55ヘラーの食費を割当てているはずだが、視察団によれば、収容所の食事はそれに見合うものではない。収容所内で横領が行なわれていたものと推察されるが、この食事の問題も含めて、難民は収容所の現場の管理者の恣意にまったく委ねられていた。難民たちは、まるで犯罪者のように外部との接触を禁じられ、許可証なしには訪問者を迎えることも、外出することもできない。収容所の状況を外部の者にもらすことは厳罰をもって禁じられており、それを犯した者には「密告者」として食事が与えられなかったり、暴行などの制裁が加えられた。

このような実情を見た視察団がきわめて遺憾なこととして指摘するのは、戦争の犠牲者である難民にたいし、難民の管理に当たる当局にも、地元民にも、同情心や難民の援助活動にたいする理解がおよそ欠けていることである。ガヤの町では、ユダヤ人難民を受け入れている地元のユダヤ人にたいし、暴行を加える、といった脅迫のビラがまかれ、ニコルスブルクでは、町で部屋借りして生活している難民にたいし、町の当局の指示により、難民狩りのようなことが行なわれていた。視察団が難民から事情聴取したところによると、早朝6時半に警官隊が難民の住居になだれこみ、まだ眠っていた彼らをベットから収容所へ引き立てたというのである。抗議した者はこん棒で殴られ、連行に応じない者の持物は窓から放り投げられた。そのさい警官隊は、難民

全員を「おまえら」呼ばわりしたという。また別の事情聴取によれば、同様の難民狩りが行なわれたさい、絶望して泣いている難民にたいし、ニコルスブルクの市長は「ガリツィアの豚ども、ポーランドの下衆野郎、お前たちはガリツィアにいるんじゃないんだぞ。ここでは我々が命令し、おまえらは従え」と罵声をあびせた。この市長の罵声に端的に現れているように、難民を戦争の犠牲になった同国人として扱わない当局や地元民の態度が、難民に不安と不満を引き起こすことになったのである。

視察団はこの現地視察でえられた見聞を報告書にまとめ、1914年10月23日および11月1日付けで内務大臣宛てに収容所の改善案を提出した。これにたいし内務省側では、改善に応じる態度を示している⁽⁶⁾。戦争のさなか、後方地域での難民をめぐるトラブルは内務省の望むところではないからである。

難民と難民を管理する現場の当局者とのトラブルの一因は、管理者側の非人道性もさることながら、彼らの言葉や風俗習慣の違いにもあった。イディッシュ語やポーランド語を日常語とする難民と、ドイツ語しか理解しない当局者とのあいだで、すみやかな意志の疎通は困難であった。またユダヤ教では、安息日の土曜日には労働を控えなければならないが、ガヤの収容所では、その土曜日に便所掃除の指示に従わなかったユダヤ教徒が警察によって4、5日間拘禁されたうえ、暴行を受けるといった事件も発生している。このような現状を踏まえ内務省では、1915年明け早々に「ガリツィアおよびプロヴィナからの難民の宗教的、社会政策的、文化・人道的救援に関する通達⁽⁷⁾」を出す。この通達の精神にもとづき、民族別にわけられた難民収容所には、その収容者の宗教に応じた聖職者が派遣された。また難民の子供たちのために、民族語別の学校も設置される。さらに収容所内に編みかご細工、縫製、刺しゅうなどの手仕事を教える作業所が設置されたり、農作業など収容所外の仕事の斡旋も行なわれた。

とくに難民の集中したウィーンでは、市内のいくつかのホテルが難民に開放されたが、ガヤやニコルスブルクのような難民収容所は設置されず、第1章で述べた「難民救援本部」が個別に難民の援助にあたった。本部長として指揮をとったのは、ウィーンの市会議員でユダヤ人のシュヴァルツ＝ヒラーである。この機関により、難民にたいする援助金の支給、市民からの寄付に

よって集められた衣料品その他の現物の分配が行なわれた⁽⁸⁾。1914年11月6日付けの新聞報道によれば、援助の対象者は約6万人、援助のための費用は約40万クローネであった⁽⁹⁾。

こうして難民にたいする国家の援助は、曲がりなりにも開始される。しかしそのさい国家は、難民の保護を必ずしも国家の義務として行なっていたわけではなかった。1917年12月31日に帝国議会で遅すぎた「難民保護法」が可決されるまで、国家は難民保護を、戦争の犠牲者にたいする国家の倫理的責任として果たしていたにすぎない。この点で国家は、民間の難民援助団体と法的に差はないのである。

オーストリアの伝統的的制度として、当時貧困者にたいする救貧義務は、国家やその者が居住する市町村ではなく、原則的にその者が本籍 Heimatrecht をもつ市町村に負われていた。その者が本籍地 Heimatgemeinde とは別のところに居住している場合には、その者が居住する市町村が本籍地の救貧業務を肩代わりするが、これはあくまでも一時的な措置であり、後に本籍地にたいして賠償を請求することができた。この救貧制度に照らした場合、まず戦争難民は、救貧法の対象となる貧困者ではなかった。平時には十分な財産や生活力を持っていた人々である。たとえ彼らがいま貧困状態に陥っているという現実が認められたとしても、彼らの本籍地が敵軍に破壊されてしまった場合、本籍地が彼らにたいし救貧義務を負うことは事実上不可能である。他方難民となった彼らを受け入れた側の市町村にとっても、彼らにたいする生活保護は、一時的であれその救貧能力を越えていた。これは難民が集中したウィーンの場合をみれば明らかであろう。従来救貧制度では、本籍地の負担で貧困者をもとの本籍地へと送還することもできたが、戦時では、これも事実上不可能であった。そのため上記に見たように、生活手段をもたない難民や、戦争の長期化により避難先で貧困化した難民にたいし、本籍地に代わって国家のレベルでの特別な「救貧」が必要となったのである。内務省の1914年9月13日付けのガリツィア難民の援助問題に関する審議報告書は、次のように述べる。「生活手段をもたない者について、平時の規定では、その者が居住する市町村は、目下、貧困状態に陥っている者をその者の本籍地の勘定で生活援助するか、あるいはその者を本籍地へと送還することができる。

しかしこの規定は、現在、適用できないことが明白となった。その理由は第1に、その者が居住する市町村は、しばしば生活援助の財源を調達することができず、本籍地もまたそれを補償することができないからであり、第2に、その者の本籍地への送還も不可能だからである。したがってこれらの要因を国家の財源によって補うことが、国家の義務となる⁽¹⁰⁾。」しかし難民の側には、国家にたいし、従来の救貧法で本籍地にたいしては法的に保障されていたような援助を受ける権利が認められたわけではなかった。そもそも誰を難民とし、誰を援助の対象にするのか。1917年の末にいたるまで難民についての法的定義もなく、難民が国家による援助を受ける権利も確認されないまま、内務省が次々に発令する難民保護に関する通達の執行は、結局現場の下級官庁の裁量に委ねられることになった⁽¹¹⁾。そこでしばしば矛盾した措置がとられたことはいうまでもない。

いずれにせよ戦時中、難民が国家の余計な重荷であることは確かである。難民にたいする援助は、最小限にとどめられればそれにこしたことはない。戦争によって財政が逼迫する中で「難民救援本部」のような機関も、ウィーン市からの資金援助と民間からの寄付金に依存しなければ、まったく活動できない状況であった。それゆえ内務省は、1915年の夏にガリツィアが解放されると、ただちに難民の帰還を促進するための省令を出す。すなわち1915年7月11日付けの「ガリツィア、ブコヴィナへの難民の帰還および旅行に関する一般規定⁽¹²⁾」では、ガリツィアの解放地域が列記され、戦争開始以前そこに居住していた者は、すべて帰還すべきものと定められたのである。帰還にさいして、自ら鉄道乗車券を購入することができる者には軍用列車の使用が許可され、国家による難民援助を受けていた者や、それ以外でもまったく無産の者には無料の乗車券が支給された。また帰還した難民は、以前の避難先で国家による難民援助を受けていたことを示す証明書を呈示すれば、引き続き4週間のあいだ国家による生活援助を受けることができた。しかし難民がこれらの便宜を受けることができるのは、この省令の告示の日より遅くとも3週間以内に出立するか、あるいは4週間以内にガリツィア当地で帰還した旨を届け出た場合にかぎられた。そして3週間の期限が切れた後、この規定に列記された解放地域から来ていた難民にたいする国家の援助は、彼らが帰

選したか否かにかかわりなく停止されるものとされた。

この措置は、各地の収容所で完全に政府の管理下におかれている難民や、収容所の外にいても国家からの援助金に依存しなければ生活できない貧しい難民たちにたいし、苛酷な効果を発揮したものと思われる。1915年3月末から11月末までのあいだに、国家から援助を受けていたガリツィア、ブコヴィナ難民の数が大幅に減少したことは、第I章で見たとおりである。しかし政府の脅しにもかかわらず、難民の腰は重かった。1915年8月ウィーン警察作成の「戦時世論動向」報告書は、ウィーンから帰郷する難民が多数いると述べる一方で、故郷に帰っても家も仕事もなく、またウィーンに舞い戻ってくる難民がいると指摘している。故郷が人の住める状態であるのかどうか、とりあえず父親だけが様子を見るために帰郷し、家族はそのまま残っている場合もあった⁽¹³⁾。しかも1916年6月初めから9月にかけて、ロシアはガリツィアで再び反撃に転じ、東ガリツィアとブコヴィナを再占領してしまったのである。この戦況の変化により、難民の帰還どころか、新たな難民が発生することになった。難民問題は振り出しにもどされたのである⁽¹⁴⁾。

1917年7月にたって初めて、政府は難民問題にたいする対症療法をやめる。1914年3月以来停止されていた帝国議会が、この年の5月に再開され、そこで本格的な「難民保護法」が審議されるはこびとなった。そしてこの法律が同年12月31日に成立したことにより、難民に法的定義が与えられ、当面の生活手段をもたない難民にたいし、国家による生活援助を受ける権利が法的に確認されることになったのである。「難民保護法」の意義は、1918年1月16日付けの同法の施行令で次のように述べられる。「生活手段をもたない難民にたいし、これまで国家による彼らの生活維持のための特別援助は、国家に課せられたたんなる社会的・倫理的義務の実現として与えられ、何らかの法的規定にもとづくものではなかった。[難民保護法は]彼らにたいし、この援助を要求する権利を認めるものである⁽¹⁵⁾。」

しかし「難民保護」という、いわば国家レベルでの救貧業務が法制化されたからといって、難民の状況が改善されたわけではない。この法律により、難民が1人1日につき2クローネの援助金を受ける「権利」が確認されたとしても、それがどれほどの実際的意味をもちえたであろうか。食料難に苦し

んでいるのは、もはや難民も一般住民も同じである。長引く戦争で、国家全体が疲弊しきっていた。乏しい生活物資を奪いあわなければ生きていけない状況の中で、一般市民にとって、他所から来た難民は余計な消費者であった。

「難民保護法」の審議の際、1917年12月15日の上院でのウィーン市長ヴァイスキルヒャーの発言は、このような市民の声を代弁するものである。彼は、1914年の秋、難民がウィーンに押し寄せてきた時、ウィーンは市の負担でできるかぎりの援助を行なったと強調したうえで、「難民保護法」の第2条の第3項を問題にする。それによれば、すでに国家による生活援助を受けている難民がその居住地を変えた場合、新たな居住地での生活援助の継続は、「やむをえない理由」がないかぎり拒否されてはならないことになっていた。これにたいして市長は、住宅難と食料難がその「やむをえない理由」にあたるかどうか、はっきりさせよと迫ったのである。大都市ウィーンの戦前からの住宅不足は、難民の流入により深刻さを増していた。市長は、目下ウィーンがかかえる最大の問題は住宅難であると述べる。戦時下の今、新たな住宅建設によってこの問題が解決される見込みはない。それゆえ生活援助を打ち切られる心配もなく新たに難民が移り住んでくれば、その分、ウィーン市民が宿なしにならねばならないとする。ウィーンの食料難もまた深刻であった。市長は具体的な数をあげ、現在ウィーンには、国家の援助を受けている難民だけで45,000人がおり、これはオーストリア全体で国家の援助を受けている難民の10分の1以上にあたる。ウィーンは難民に関し最も重い負担を引き受けているのであり、これに国家の援助を受けていない者も加えれば、今でもウィーンには7万から8万人の難民がいる。こうして難民のために人口のふくれ上がったウィーンでは、食料を手に入れることは非常に困難になっているとするのである。

実際には、生活手段をもたない難民の移動は厳しく制限されており、ウィーン市長が第2条第3項をとくに問題にする意味は少ない。ウィーン市長が発言を求めた本音は、政府は難民のために保護法などを定めるよりも、むしろ彼らのガリツィアへの掃選を促進することの方が重要ではないかというところにあった。難民たちの故郷であるガリツィアは、土地も広く、農業地帯なのだから、7、8万の人間が住むところや食料を確保するのは、ウィーンよ

りもはるかに容易なはずだというのである。「私は政府にお願いしたい。難民たちが彼らの愛する故郷に帰り、ウィーンの難民問題が解決されるよう、何としてでも取り計ってほしいのである。」そしてこのウィーン市長の発言は、他の議員にも拍手をもって迎えられた⁽¹⁶⁾。開戦後まもない1914年の秋にはまだみられた難民にたいする人々の同情心は、急速に冷えていった。

- (1) RGBl., Jg. 1914, Nr. 213 : Kaiserliche Verordnung vom 11. August 1914, betreffend den Schutz der zu Zwecken der Kriegführung aus ihrem Aufenthaltsorte zwangsweise entfernten Zivilpersonen.
- (2) AVA, MdI, Präsidium, Sig. 19/3, Zl. 11854/1914 : Instruktion, betreffend die Beförderung und Unterbringung von Flüchtlinge aus Galizien und der Bukowina. また K.k. Ministerium des Innern, *Staatliche Flüchtlingsfürsorge im Kriege 1914/15*, Wien 1915を参照。
- (3) その後支給額は段階的に引き上げられ、1917年の「難民保護法」では2クローネ（1クローネは100ヘラー）と定められた。
- (4) のちのイタリア人難民の主な収容先は、ニーダーエスターライヒのミテルンドルフ、ポテンドルフ、オーパーエスターライヒのブラウナウ、シュタイアーマルクのライブニツである。
- (5) 1915年11月30日付けの資料では、ホチェンに11,771人のポーランド人、グミュントに25,979人のルテニア人が収容されており、1915年12月31日付けの資料では、ホチェンに13,882人のポーランド人、グミュントに12,245人のルテニア人が収容されている。
- (6) 以上について、AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 40571 /1914および Zl. 42092/1914.
- (7) AVA, MdI, Allgemein, Sig. 19, Zl. 45164/1914 : Instruktion, betreffend die Fürsorge für die Flüchtlinge aus Galizien und der Bukowina in religiöser, sozialpolitischer und kulturell-humanitärer Hinsicht, 17. Januar 1915.
- (8) この「難民救援本部」を最初に設立し、シュヴァルツ＝ヒラーを本部長に任命、その活動資金を提供したのはウィーン市である。国家が「難民救援本部」の業務を掌握したのは2、3週間たってからのことであった。しかしその後も「難民救援本部」の活動は、ウィーン市からの毎週70万クローネにおよぶ援助金と、民間人からの寄付に依存する状態が続いた。「難民救援本部」とは別に、公務員、聖職者、弁護士、医師など、社会的地位の高い難民に援助を行う国家的機関として「ウィーン難民救援委員会」および「ウクライナ人難民救援委員会」があった。また、1915年7月には、南部方面からの難民のために別個の難民救援委員会が設置されている。
- (9) *Dr. Bloch's Oesterreichische Wochenschrift*, Jg. 31, Nr. 44, 6. Nov. 1914.
- (10) AVA, MdI, Präsidium, Sig. 19/3, Zl. 11854/1914.

(1) 戦争による従来の救貧制度の破綻でとくに問題となったのは、戦前にすでにガリツィアを離れて別の土地に居住しながら、ガリツィアの本籍地から生活保護を受けていた者たちである。戦争のため彼らにたいする本籍地からの援助金は途絶えてしまうが、その場合、従来の救貧法では、彼らが現在居住する市町村には必ずしも彼らにたいする救貧義務はなく、彼らをガリツィアへと送還することもできた。ところが戦争によりこの送還も不可能となったのである。このようにして生活不能となった者たちにも、戦争の犠牲者として、国家による難民援助を請求する資格があるかどうか。「難民」について法的定義がなされていなかった時点では、難民の拡大解釈も可能であったが、1915年2月22日付けの公文書での内務省の見解(AVA, Mdl, Allgemein, Sig. 19, Zl. 4969/1915)は、次のようであった。すなわち彼らは、戦争のために居住地を去ることを余儀なくされ、その結果として生活手段を失った者ではないから、難民援助の対象にはならないとされた。

具体的な例として、次のケースがある。ペーメンのジンカウに住むアンナ・ニェムキェヴィチという女性は、夫を失った後、1910年8月28日から、彼女の本籍地であるガリツィアのタルヌフから生活保護を受けていた。しかし戦争が始まり、1914年10月31日以降タルヌフからの援助金は途絶えてしまう。そこで彼女は、現在の居住地であるペーメンの当局にたいし、自分と子供たちをガリツィアからの戦争難民として扱い、難民1人につき1日70ヘラーの生活援助金が支払われるようにとの請願書を提出した。これを受けて1915年4月19日付けでペーメンの州政府は、ウィーンの内務大臣宛てに問い合わせを送る。その際の州政府の見解は、先に示された内務省の見解とは異なり、国家による難民救済事業の出発点は、戦争のため従来の救貧義務を果たせなくなった本籍地市町村に代わり、国家がその義務を引き受けるところにあったとする。この見地にたてば、アンナ・ニェムキェヴィチは戦争難民ではないが、彼女への生活保護が途絶えた原因が戦争にある以上、彼女もまた国家による難民救済事業の対象とされるのが適切ではないかというものである。州政府の問い合わせから1年以上も経過した1916年8月7日付けの内務省のメモによれば、アンナ・ニェムキェヴィチのケースは、同様のケースへの波及を避けるため、すぐには決済されなかったらしい。しかし同メモによれば、その後、彼女のようなケースにも国家の援助が認められることになった(AVA, Mdl, Allgemein, Sig. 19, Zl. 17669/1915)。

難民問題を別にしても、人口の移動が激しく、本籍地と居住地が一致しない住民は増加する一方で、オーストリアの救貧制度はすでに時代錯誤的であった。この点に関してオーストリアに議論がなかったわけではない。だが救貧業務を本籍地の自治に属するものとし、国家が責任を負わない伝統は、第1次世界大戦後も生き続ける。

- (2) AdR, I/J, Sig. 16. 1, Kriegsflüchtlingsfürsorge, Zl. 37216/1915 : Rückkehr der Flüchtlinge und Reisen nach Galizien und der Bukowina, Generelle Regelung.
- (3) Polizeiarchiv, Stimmungsberichte aus der Kriegszeit, 5. und 12. Aug. 1915, 2. Sept. 1915.

- (14) 1916年夏の新たな事態に対処するため、「イスラエル連合」ウィーン支部は各地のユダヤ人ゲマインデに調査票を送り、独自にユダヤ人難民の数を調査している。それによれば、1916年秋から1917年初めの段階で各地に滞在するユダヤ人難民の数は、ベームンの75,548人、メーレンの35,682人をはじめとして、ウィーンおよびニーダーエスターライヒに約4万人、総計約20万人である（*Kriegs-Hilfsaktion der Israelitische Allianz zu Wien 1916/1917*, Wien 1917, S. 13 f.）。ただしこの人数には、国家による難民援助を受けていない者も含まれていると考えられ、第I章の内務省の資料にもとづく難民数と単純に比較することはできない。この時期、劣悪な交通事情のために逃げられず、ロシア占領下のガリツィアに取り残されたユダヤ人の状況は悲惨であった。以下は、ガリツィア、ブコヴィナからの難民の救援活動に携わった「イスラエル連合」ウィーン支部が、その活動報告の中で、ロシアの『日報』という新聞に1917年5月初めに掲載された覚書として紹介したものである。「イスラエル連合」の解説によれば、この覚書は、ガリツィア現地の状況を直接見聞したある著名な著述家によって起草され、革命後ロシアの首相および外務大臣宛てに提出された。「ユダヤ人たちは、占領の第1日目から法の保護外におかれた。ユダヤ人たちはどこでも、役場からも裁判所その他の機関からも追放された。……多くの町や村でユダヤ人は、全員、しばしば数時間の猶予の後に狩り集められ、ロシアへと連れ去られた。またあるところでは、金持ちで知識階級に属するユダヤ人が人質として捕えられ、シベリアへと送られた。……ロシアの行政当局はユダヤ人たちを組織的に搾取している。……数千軒もの商店や個人の家では、役人の手により商品や家具が差し押さえられ、有無をいわせず没収された。……地方役場の新しい構成員は、ロシアの行政当局が町の最下層民の中から選んだが、彼らもまた〔ユダヤ人にたいする〕暴行に加わっている。下級行政機関は、ユダヤ人にたいして無慈悲に振る舞い、ユダヤ人の宗教的な感情を傷つけているのみならず、身体的な懲罰行為にもおよんでいる。すなわち安息日にユダヤ人に街路を掃除させたり、塹壕を掘らせたりしている。少数の例外を除きユダヤ教の礼拝堂は、破壊されるか兵舎に変えられてしまった……」（*Kriegs-Hilfsaktion der Israelitische Allianz zu Wien 1916/1917*, S. 25.）
- (15) AdR, I/J, Sig. 16. 1, Kriegsflüchtlingsfürsorge, Zl. 2806/1918.
- (16) *Stenographische Protokolle über die Sitzung des Herrenhauses des Reichsrates 1917 bis 1918*, Wien 1918, S. 682 f.